



日本遺産『葡萄畑が織りなす風景

～山梨県峡東地域～』をめぐるツアー

モニター募集中！

葡萄畑が織りなす風景（山梨県峡東地域）



養蚕農家の特徴を持つ和風建築ワイナリー（原茂ワイン）



神社に奉納されるワイン（浅間神社）



大善寺薬師堂（国宝）



石蔵発酵槽と石蔵和飲（ルミエルワイナリー）



現存する最も古いブドウの木（甲州市勝沼）

平成30年5月に「葡萄畑が織りなす風景～山梨県峡東地域～」が日本遺産に認定されました。

山梨市・笛吹市・甲州市の3つの市から成る峡東地域は、現在国内随一の日本ワイン生産地となっていますが、その背景には先人達の知恵と工夫、たゆまぬ努力がありました。そんな日本ワインのルーツを探る旅へ出かけませんか？

地元を熟知したガイドが丁寧にご案内します。

11月23日（金・祝）午後 半日コース <笛吹市一宮エリア> 1,000円

※旅行代金には、貸切バス代、ガイド料、ワイナリーツアー代、ワインテイスティング代を含みます。

JR石和温泉駅（集合）===バス===甲斐國一宮浅間神社===バス===笛吹市一宮町狐新居の葡萄畑とその風景===バス===
13:30 13:50～14:40 14:50～15:30
ルミエルワイナリー===バス===JR石和温泉駅（解散）
15:45～16:45 17:15

定員20名

12月2日（日）午前 半日コース <甲州市勝沼エリア> 500円

※旅行代金には、貸切バス代、ガイド料を含みます。

JR勝沼ぶどう郷駅（集合）===バス===ぶどうの国歴史文化館・・・徒歩・・・龍憲セラー、甲州式棚栽培、葡萄貯蔵庫、
9:30 9:45～
日川治水施設、勝沼富町のブドウ・・・徒歩・・・かつめま朝市または周辺のワイナリー〔自由行動〕===バス===
11:15～
JR勝沼ぶどう郷駅（解散）
12:10

定員20名

12月2日（日）午後 半日コース <甲州市勝沼エリア> 1,500円

※旅行代金には、貸切バス代、ガイド料、拝観料、ワインテイスティング代を含みます。

JR勝沼ぶどう郷駅（集合）===バス===勝沼堰堤・・・徒歩・・・大善寺、鳥居平、雀宮神社、小佐手小路（横町）、
13:30 13:40～
甲州式棚栽培・・・徒歩・・・原茂ワイン===バス===JR勝沼ぶどう郷駅（解散）
16:00～ 17:00～

定員20名

運行バス会社：栄和交通バスまたは同等クラス※交通状況等により多少前後することがございます。

※本ツアーの参加対象者：ワインに造詣が深く、峡東地域の葡萄畑に理解がある「ワインツーリズムやまなし」に参加経験のある方（未成年者の参加はできません。）

※本ツアーは今後の協議会事業の参考とするためのモニターツアーとして実施するため、参加者にはツアーの感想をアンケートにてご協力いただきます。

※天気にもよりますが歩きやすい服装でお願いします。

本ツアーの詳細・申込先 株式会社タビゼン

URL <http://tabizen.jp>

電話 0551-45-8279 メール info@tabizen.jp

・ホームページのお申し込みカード（<http://tabizen.jp/>）よりお申し込み可能です。（クレジットカード決済可）

主催：峡東地域ワインリゾート推進協議会



旅行企画実施：株式会社タビゼン

山梨県北杜市高根町村山北割2033-1

山梨県知事登録旅行業 第2-282号

総合旅行業務取扱管理者 須藤治憲

【募集型企画旅行取引条件説明書面】お申し込みの際には、必ずこの旅行条件書と各ツアー毎のご案内を必ずお読みください。

■ 申し込みの方法と旅行契約の成立、旅行代金のお支払いについて

○当社または当社の委託販売旅行業者が予約成立画面または予約確認・入金依頼メールに表示する日までに、指定の口座に申込金をお振り込みください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれの一部または全部として取扱います。旅行契約は当社が申込金を受理したときに成立するものとします。

なお、当社が予約成立画面または予約確認・入金依頼メールに表示する日までに申込金の振り込みがない場合は予約はなかったものとします。

■ 申し込みにあたってのお願い

○a. 健康を害している方、b. 身体に障害のある方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

○ 複数の旅行者を一度にお申し込みになる場合は、代表者を定めその代表者の方からお申し込みください。当社は、お申し込みいただいた方を契約責任者として契約締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、旅行業務に関する取引を行います。

■ 旅行契約内容・代金の変更

○当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

○当社は、著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。この場合、当社が旅行代金を増額するときは、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15 日目にあたる日より前にお知らせします。

○奇数人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けるとした旅行にあって、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■ 旅行契約の解除

○お客様が下記の理由で旅行契約を解除した場合は取消料はいただきません。・当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が「旅程保証」の項目の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。・旅行に利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金が増額されたことにより当社が旅行代金を増額した場合。

・当社が確定日程表を契約書面（取引条件説明書面の記載事項の交付をもって契約書面の記載事項の交付があったものとして取り扱う場合には当該取引条件説明書面の記載事項。以下において同じ。）に記載する日までに交付しない場合。

・当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程どおりの実施が不可能となったとき。

○当社は、次の場合は旅行契約を解除することがあります。（一部例示）

- ・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。
- ・お客様が参加旅行者の条件を満たしていないことがわかったとき。
- ・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

■取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消しされる場合には、旅行代金に対して1 人につき下記の料率の取消料をお支払いいただきます。

「取消日取消料」

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって

- 1) 21 日目にあたる日以前の解除（日帰り旅行にあっては11 日目）無料
- 2) 20 日目にあたる日から8 日前までの解除（日帰り旅行にあっては10 日目） 旅行代金の20%
- 3) 7 日目にあたる日から2 日前までの解除 旅行代金の30%
- 4) 旅行開始日の前日の解除 旅行代金の40%
- 5) 当日の解除または無連絡不参加 旅行代金の100%

■ 当社の責任

当社は当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2 年以内（手荷物に関するものは14 日以内）に当社に通知があった場合に限りません。また、手荷物に生じた損害についての賠償限度額は1 人15 万円（当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）とします。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の

の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は原則として責任を負いません。

■ 特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、当社旅行業約款（別紙）特別補償規程により、死亡補償金として1,500 万円、入院見舞金として入院日数により2 万円～ 20 万円、通院見舞金として通院日数により1 万円～ 5 万円、携行品にかかる損害補償金

（15 万円を限度。ただし、一個又は一対についての補償限度は10 万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、その日は「当旅行参加中」とはいたしません。

■ 旅程保証

旅行日程に下表左欄に掲げる変更が行われた場合は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表右欄に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、当社が一募集型企画旅行契約について支払う変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一募集型企画旅行契約についての変更補償金の額が1,000 円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは追加代金を含めた代金です。

当社は、下表左欄に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。ただし、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が生じたことによるものについては、この限りではありません。

①天災地変②戦乱③暴動④官公署の命令⑤欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止⑥遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供⑦参加者の生命又は身体 の安全確保のため必要な措置

■ お客様の責任

○お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

○お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

○お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■事故等のお申し出について

添乗員等が同行しない場合であって、旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。

■ 国内旅行保険の加入について

当社は、当社の旅行業約款により、お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害については一定の範囲で補償させていただきますが、より一層安心してご旅行いただくため、お客様自身でも旅行傷害保険に加入されますようお勧めいたします。

■ 募集型企画旅行契約約款について

この取引条件説明書面に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。印刷した当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください（但し、別途郵送料300 円がかかります）。